第千六百三十七号

平成十八年

||月||日 木

曜

日

道路の種類 県道

線 名 軒茶屋荊沢線

Ξ 道路の区域

| 先まで | 南アレプス市大学占市場学主旨ニニン番地先から 南アルプス市大字古市場字宮東一一五番地 | 区間 |
|----------------------|---|--------|
| 新 | IΒ | の旧別新 |
| 六 - 五 · 六 六 | 六· 万 八· 〇 | (メートル) |
| 二三六・〇 | 三三六・〇 | (メートル) |

土地改良事業計画の適当決定...... 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正.....四五 河川予定地の指定..... 道路の区域変更 (三件) 広域連合の規約の変更の届出......

告

示

目

次

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (二件)......

公安委員会

落札者等の決定について......

告 示

山梨県告示第五十七号

を変更する旨の届出があった。 山梨県東部広域連合長から平成十七年十二月二十六日から経費の支弁の変更に伴い規約 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により、

平成十八年二月二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

山梨県告示第五十八号

設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年二月二日

Щ

梨 県

公

報

第千六百三十七号

平成十八年二月二日

山梨県知事

Щ 本 栄 彦

山梨県告示第五十九号

. 四 五 . 四 四 四三

延建設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年二月二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

道路の種類 県道 四六

. 四 五

線 名 身延本栖線

Ξ 道路の区域

| の一地先から南巨摩郡身延町大字北川字上之原二四一番 | 番の四地先まで南巨摩郡身延町大字古関字大日向二九六一向三摩郡身延町大字古関字大日向二九六一の一地先から | の一地先まで南巨摩郡身延町大字中之倉字川平三三六番の一地先からの一地先から | 区 |
|---------------------------|---|---------------------------------------|--------------|
| 新 | | 旧 | の旧別新 |
| 九 - 八六 五 | 六 〇 八 〇 | 五五八・〇 | (メートル) 敷地の幅員 |
| 四四〇三・五 | O | 五六〇五・五 | (メートル) |

Щ

| の一地先まで | 南巨摩郡身延町大字中之倉字川平三三六番 | |
|--------|---------------------|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

山梨県告示第六十号

覧に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年二月二日

山梨県知事 山 本 栄

彦

二路線名 一三七号一 道路の種類 一般国道

| 三 道路の区域|| 二 路 線 名 一三七号

| 七五三番の一地先まで | 冨の冨 上一士 可地河 | 区間 |
|---------------------------------|-------------------|--------|
| 新 | IΒ | の旧別新 |
| - 五 - 五 - 五 - 五 - 五 | 二二、五 | (メートル) |
| 00.00 | -00.0 | (メートル) |

山梨県告示第六十一号

山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路

平成十八年二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 浅利川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三河川管理施設の位置(東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の四番地先から)

東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の六番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 豊富村長 萩原幸男
- 2 住所 東八代郡豊富村大鳥居三千八百六十六番地

五 管理の内容

- 係るものに限る。)、改築、維持又は修繕道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。) の新設 (道路の附属物に1 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら
- についての維持 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・○メートルまでの範囲内にあるもの
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3

2

るときまで(管理の期間)平成十八年二月二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止す

山梨県告示第六十二号

山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、 堤防と道路

平成十八年二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 大森川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 先から東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の四番地先まで二 河川管理施設の位置 東八代郡豊富村大字大鳥居字長鞍四千五百九十九の十四番地
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
- 1 氏名 豊富村長 萩原幸男
- 2 住所 東八代郡豊富村大鳥居三千八百六十六番地
- 五 管理の内容
- 係るものに限る。)、改築、維持又は修繕道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。) の新設 (道路の附属物に1 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら
- についての維持 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・○メートルまでの範囲内にあるもの 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・○メートルまでの範囲内にあるもの
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- るときまで 一 管理の期間 平成十八年二月二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止す

山梨県告示第六十三号

覧に共する。 る。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦第百六十七号)第五十六条第一項の規定に基づき、次の土地を河川予定地として指定すニニ川水系に係る指定区間の一級河川後藤沢川について、河川法(昭和三十九年法律

平成十八年二月二日

山梨県知事 山 本 栄

彦

(図面省略)

山梨県告示第六十四号

平成十八年二月二日「平成十八年二月二十日から適用する。「「「中人」」の一部を次のように改正し、平成十八年二月二十日から適用する。「「如梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告

山梨県知事 山 本 栄 彦

する。 二中3を削り、4から9までを3から8までとし、10を削り、11を9とし、12を10と

山梨県告示第六十五号

したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。区元気な地域づくり交付金事業)の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定る同法第八条第一項の規定により、甲州市長から協議のあった土地改良事業(下岩崎地土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用す

平成十八年二月二日なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

山梨県知事 山 本 栄

彦

一縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十八年二月三日から同年三月二日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間

平成十八年三月三日から同年三月十七日まで

山 梨 県 公 報 第千六百三十七号 平成十八年二月二日

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為⑥ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

平成十八年二月二日

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 道水路路 | 公共施設の種類 |
|---------|---------|
| 次の図のとおり | 位置及び区域 |

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市中央一丁目九番一号 株式会社マルニシ 代表取締役 吉成昌志

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

平成十八年二月二日

開発区域 (工区)に含まれる地域の名称

山梨県知事 山

事 山 本 栄 彦

四五

二、五〇八の八三三、五〇八の八三四、五〇八の八三五、五〇八の八三六、五〇八の 五〇八の八二八、五〇八の八二九、五〇八の八三〇、五〇八の八三一、五〇八の八三 八三七、五〇八の八三八、五〇八の八三九及び五〇八の八四〇の区域 南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八の一〇六、五〇八の八二六、五〇八の八二七、

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 道路 | 公共施設の種類 |
|---------|---------|
| 次の図のとおり | 位置及び区域 |

建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四号 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川

和男

公安委員会

落札者等の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成十八年二月二日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

落札に係る借入物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部生活安全部地域課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

Ξ 落札者を決定した日

平成十七年十二月二十日

落札者の氏名及び住所

兀

富士通リー ス株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

五 落札金額

億六千四百四十三万四千六百六十二円

契約の相手方を決定した手続

六

般競争入札

発行者 Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

平成十七年十一月十日

よる公告を行った日

七